

<<< 第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別の保険料 >>>

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月 額	年 額
第1段階	・生活保護を受けている方 (世帯全員が市民税非課税) ・老齢福祉年金の受給者 ・本人課税対象年金収入額+ 合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.285	1,510円	18,126円
第2段階	(世帯全員が市民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+ 合計所得金額が80万円を超え 120万円以下の方	基準額×0.45	2,385円	28,620円
第3段階	(世帯全員が市民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+ 合計所得金額が120万円を超える方	基準額×0.685	3,630円	43,566円
第4段階	(同世帯に市民税課税者あり) ・本人市民税非課税で、公的年金等収入+ 合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.85	4,505円	54,060円
第5段階	(同世帯に市民税課税者あり) ・本人市民税非課税で、公的年金等収入+ 合計所得金額が80万円を超える方	基準額×1.0	5,300円	63,600円
第6段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 60万円未満の方	基準額×1.15	6,095円	73,140円
第7段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 60万円以上120万円未満の方	基準額×1.2	6,360円	76,320円
第8段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	6,890円	82,680円
第9段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	7,950円	95,400円
第10段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	9,010円	108,120円
第11段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	10,070円	120,840円
第12段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	11,130円	133,560円
第13段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	12,190円	146,280円
第14段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 720万円以上の方	基準額×2.4	12,720円	152,640円

(第1～3段階は、消費税による公費投入に伴う軽減措置後の負担割合及び保険料です。)
(月額保険料は目安です。実際の保険料算定は月割りにより算定し、保険料の額に1円未満の端数が発生した場合は切り捨てになります。)